





式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。)、同法第一百五条の二を同法第一百五条の三とする改正規定、同法第一百五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十四条の二の改正規定(同条第十号の次に一号を加える部分に限る)及び同法第一百十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百十四号)附則第一条第五号に規定する日

## 附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一

### 二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百十四号)の公布の日から施行する。

### 附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一

### 一四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二百四条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置)

**第二百四条の二** この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)

その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

1 (施行期日)  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
第五百九条の規定 公布の日